



## 不妊・不育症治療費などの一部を桜井市が助成します

不妊・不育症治療を行っている人や夫婦の経済的負担を軽減するため、それぞれ治療費などの一部を助成しています。

### ①一般不妊治療費助成事業 (令和7年度分)

▷対象 次の全てに当てはまる人

- 戸籍法による婚姻の届け出をしている人または事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- 一般不妊治療を受けた日時時点で桜井市民である人
- 医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた人
- 市税などの滞納がない人
- 国民健康保険などの医療保険に加入している被保険者または被扶養者

▷助成金額\*1 本人負担額の2分の1の金額で、夫婦に対し1年度につき上限5万円

▷申請期限 4月10日☎ (申請は年度ごとに1回)

※1 助成期間は申請初年度から起算して5年度の間

### ②不育症治療費助成事業 (令和7年度分)

▷対象 次の全てに当てはまる人

- 戸籍法による婚姻の届け出をしている人または事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- 不育症治療を受けた日時時点で桜井市民である人
- 医療機関で不育症と診断され、その治療を受けた人
- 市税などの滞納がない人

▷助成金額\*2 本人負担額の2分の1の金額で、夫婦に対し1年度につき上限10万円

▷申請期限 治療などが終了した日から6か月以内

※2 助成期間は申請初年度から起算して3年度の間

### ③生殖補助医療費等助成事業 (卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金活用事業)

▷対象 次の全てに当てはまる人

- 戸籍法による婚姻の届け出をしている人または事実上婚姻関係にある人
- 治療開始日から申請日まで県内に在住し、申請日時時点で桜井市民である人
- 生殖補助医療以外の治療法によって妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている人
- 市税の滞納がない人
- 国民健康保険などの医療保険に加入している被保険者または被扶養者
- 治療開始日における年齢が43歳未満である人

▷助成金額 本人負担額の2分の1の金額で、上限5万円～15万円 (年齢や治療内容などによって上限が異なります)

▷申請期限 治療などが終了した年度の翌年度末まで

詳細は市ホームページまたは電話でけんこう増進課へ。



詳細はこちら▲

## 市役所に献血バス

がやってくる!

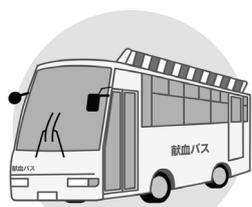
▷日時 3月5日☎ 10:00～16:00

▷場所 市役所1階地域交流センター

詳細は右記二次元コードへ。



詳細はこちら▲



この機会にご協力をお願いします



## ゆるっとストレッチ教室

に参加しませんか

継続しやすく、自宅で簡単にできるストレッチを体験する教室です。ストレッチでスムーズに動かせる身体作りを始めてみませんか。参加者には防災6点セットをプレゼントします。

▷日時 3月13日☎ 13:30～15:30

▷場所 桜井市まほろばセンター (エルト桜井2階) 多目的ホール

▷対象 桜井市国民健康保険に加入している人

※令和7年10月8日☎・12月10日☎に参加した人は参加できません。

▷費用 無料

▷申込方法 電話でけんこう増進課へ